

インフレスライド条項及び特例措置の適用について

国は、令和8年(2026年)2月17日付けで同年3月から適用する公共工事設計労務単価(新労務単価)と、設計業務委託等技術者単価(新技術者単価)を公表しました。全国全職種単純平均で、新労務単価にあつては対前年度比4.5%、新技術者単価にあつては対前年度比4.3%の引上げとなりました。

また、国は地方公共団体に対し、新労務単価等の早期適用やインフレスライド条項及び特例措置の適用など、国と同様の対応を要請しています。

このことを踏まえ、本市においても下記のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

なお、今後東京都から新単価表が届き次第、具体的な影響額を精査の上、インフレスライド等の対象となる受注者には、個別に通知します。

記

1 インフレスライド条項について

(1) 内容

受注者は、工事請負契約約款第25条第6項の規定により、出来高確認後、変動前残工事金額に対する変動後残工事金額との差額を契約変更の対象として、契約金額変更協議の請求をすることができる。

(2) 対象案件

令和8年(2026年)3月1日が工期内にある工事のうち、受注者がスライド請求を書面により請求した日(以下「請求日」という。)から工期末までの期間が2か月以上あるもの

なお、対象工事の受注者には、契約資産部契約課より別途通知する。

(3) スライド額の算出

スライド額は、次式により算出する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表す。

S：スライド額

P1：変動前残工事金額(契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額)

P2：変動後残工事金額(変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した(P1)に相当する額)

上記P1及びP2は、それぞれ次により算出する。

$$P1 = Z1 \times \alpha$$

$$P2 = Z2 \times \alpha$$

Z1：変動前残工事設計額(発注者の積算金額から、基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額)

Z2：変動後残工事設計額(変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した(Z1)に相当する額)

α ：落札率(当初契約金額/予定価格)(有効数字は積算基準による。)

(4) 請求期限

スライド請求は、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更(次の公共工事設計労務単価の改正の時期)がなされるまでとし、この間の請求は1回までとする。

2 特例措置

(1) 内容

受注者は、旧労務単価又は旧技術者単価により設計され、締結した契約について、新労務単価又は新技術者単価に基づく契約に変更するため、契約金額の変更を請求することができる。

(2) 対象案件

令和8年(2026年)3月1日以降に契約を締結する工事、設計等委託又は工事監理業務委託で、旧労務単価又は旧技術者単価により予定価格を設定しているもの
なお、対象案件の受注者には別途通知を行う。

(3) 変更後契約額の算出方法

次式により変更後契約額を算出する。

$$\text{変更後契約額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次を表す。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

(4) 請求期限

- ア 工期末が令和7年度(2025年度)内の案件
工期末の15日前(休日を除く。)まで
- イ 上記ア以外の案件
契約を締結した日から2か月以内

受注者の皆様へ

受注者の皆様におかれましては、契約金額が変更された場合には、次のとおり対応されるようお願いいたします。

- ①技能労働者の賃金水準の引上げを図ること。
- ②下請企業との間で締結している請負契約においても、技能労働者の賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額(事業者負担分及び労働者負担分)が適切に反映された契約金額への見直しを図ること。
- ③二次下請以降の契約についても、②と同様に適切な対応がなされるよう、下請企業等への指導を行うこと。

<問い合わせ先>

契約資産部 契約課 工事契約担当

電話 042-620-7215 (直通)